

東京家政学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京家政学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 26(2014)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

建学の精神が「KVA 精神」としてわかりやすく表現されている。「KVA 精神」に基づく大学の使命・目的は学則その他に明記され、学内外に対して周知されている。

教育目的を実現し、支援するための組織が設置され適切に運営されている。また、教養教育の担当組織を設置し、明確な責任体制のもとで教育を実施している。

学部・学科の教育目的は学則に定められ、ホームページなどで公表されている。再編された現代生活学部のもとで学部・学科の教育目的が教育課程に反映され、学部・学科の教育は適切に行われている。教育課程に関わる組織が設けられ、大学の使命・目的を達成するための施策を検討し、適切に教育を実施している。大学は教育体制の点検・改善を恒常的に行き、教育目的の達成に努めている。

アドミッションポリシーは、募集要項とホームページで公表されている。教育支援体制が整えられ適切に運営されている。学生生活全般に対する多様な支援体制が整備され、各種奨学金による経済的支援が行われている。外部相談員による就職相談を行うなど、適切な就職支援体制が構築されている。

教育課程遂行に必要な教員数が確保されている。教員の採用・昇任は関連規程に則り適切に運用され、教員の教育担当時間は概ね適切に管理されている。教員の教育・研究活動向上のため支援制度が設けられている。大学は FD 委員会を設置し、教育体制の改善に組織的に取り組んでいる。

職員人事は関連規則に従って実施されており、教育研究支援に必要な職員が概ね適正に配置されている。客観的な評価制度を導入するなど、人事評価の一層の透明化が期待される。職員の職務能力育成と向上へのさまざまな取組み(SD(Staff Development))は評価できる。総務課が教員の教育研究活動を支援している。

法人は「学校法人東京家政学院改革推進本部」を設置し、管理運営体制の改善・改革を行っている。「運営委員会」によって管理部門と教学部門が連携して運営されている。予算・決算審議手続きに関し若干改善を要する点はあるが、大学は事務組織の責任者を含むなどの「自己点検・評価委員会」の見直しを図り、運営の点検・改善に取り組んでいる。

収支バランスは悪化しているが、教育研究目的を達成するために必要な経費は確保され適正な会計処理が行われている。大学は外部資金導入に努力するとともに「構造改革基本方針」を策定し、財政状況の改善に努力している。財務情報は事務局で閲覧可能で、「東京家政学院学報」やホームページなどに掲載され、私立学校法に則り公開されている。

校地と校舎は適切に管理・運営されている。危機管理体制が整備され、耐震化・バリアフリー化も漸次実施され、施設設備の安全性が確保されている。自然環境を活用したキャンパス作りなど、アメニティに配慮した教育環境が整備され有効に活用されている。

公開講座の開設、大学施設の住民への開放、地域中小企業が抱える課題解決の支援などを通じ、大学は保有する物的・人的資源を社会へ提供している。また、大学は自治体、地元企業、商工会及び近隣大学と協力して地域の活性化に取り組むなど、地域社会との協力関係の構築に努めている。

大学は教職員が遵守すべき服務規律を定めた組織倫理に関する規程を整備し、適切に運営している。学内外における危機管理体制は整備されているが、これが有効に機能するよう状況に応じた危機管理マニュアルを作成することが今後の課題である。教育研究成果は紀要、学報、ホームページなどによって公表されている。

総じて、大学は建学の精神に基づく特色ある教育研究を行っており、多くの優れた点がある。いくつかの基準にある参考意見と改善を要する点にある指摘は大学が今後、更に質の高い高等教育機関として発展・向上するための参考とされたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神が「KVA 精神」（知識 ‘Knowledge’、徳性 ‘Virtue’、技術 ‘Art’）としてわかりやすく表現されており、大学母体（家政研究所）の創立者である大江スミに対する敬慕の念とともに、学生便覧やホームページなどを通じ学内外に対してその周知が効果的に図られている。

学内外に対し建学の精神を周知させる手段を検証する計画が進められており、周知に対する積極的な取り組みがみられる。

「KVA 精神」に基づく大学の使命・目的が学則その他に明確に記載され、学内外に対してその周知が図られている。

大学は、大学の使命・目的の周知が効果的に行われているかどうかを検証するために、新入生やその保護者を対象としたアンケートとヒアリング調査の実施を計画しており、大学の使命・目的の学内外に対する周知に努力している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的な組織については、大学の改組・改編により新学部と従前からの学部が併存し、3 学部 1 研究科で構成され、教育上の目的を実現するための支援体制として附属機関を設置し適切に運営しており、各組織相互の連携体制を整えている。また、大学全体に関わる基本方針の策定と決定事項の周知を図る目的で、学長のもとに「拡大部局長会議」を設置している。

教養教育については、大学は担当組織を設置することによって組織上及び運営上の責任体制を明確にし、人間形成のための教養教育を適切に実施している。

大学の使命・目的を達成し、学生の要望に迅速に対応するよう、大学は学部教授会、学科会議などを適切に運営している。大学は教育課程を検討する組織として「学務委員会」と「各学部学務部会」を設置し、大学の使命と教育研究の目的を達成するための検討と意思決定を行っている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づき学部、学科及び研究科ごとの教育目的は大学学則と大学院学則に明記されており、学生便覧やホームページ上に公表されている。

学科の教育目的とこれに伴う人材育成を具体化するために、学科共通科目や履修モデルが設定されている。また大学は、入学年次に基礎ゼミ、2 年次にキャリアデザインを基礎科目の 1 領域として開設し、学科教育目標の実現を支援している。

大学は教育課程を再編成するため平成22(2010)年度に改組転換を行い、従前の2学部を現代生活学部統合した。これにより大学は体系的な教育課程を編成し、大学の特色を明確にしている。また、各教育課程において、学生の学習到達度の向上を図るため、大学はCAP制やGPA (Grade Point Average)制を導入している。

大学は、FD(Faculty Development)のための教員相互の授業参観、学生による授業評価アンケートや卒業時のアンケートなどを実施し、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

【参考意見】

- ・シラバスに科目間の不統一や空欄があり、また成績評価は学生便覧の履修案内に「成績の評価は、・・・出席状況等を総合して行う」と記載されているが、「授業計画」の「評価方法その他」の項では「試験 100%」などの記載があり、試験のみの評価と受取れる

表現が散見される。更に、記載形式の統一を図り、「講義テーマ」のみではなく講義概要や到達目標を加えるなど、シラバスを充実させることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

新学部、旧学部及び大学院のアドミッションポリシーが大学の募集要項とホームページに掲載され公表されている。新学部については、大学のアドミッションポリシーに基づき学科ごとに求める人物像が提示されている。入学者確保のために AO 入試をはじめとする各種の入試制度が設けられ、学長を委員長とする入学者選抜委員会と教授会において適正な選抜が行われている。新学部が設置された平成 22(2010)年度は、学科によって違いがあるものの、大学全体の入学者は増加し定員充足率が改善された。

学習支援センター、オフィスアワー、「オリエンテーションキャンプ」「クラス担任制度」「学生支援アドバイザー制」など、さまざまな支援体制を通して学習支援が適切に行われている。

大学はクラス担任制度と「学生相談センター」及び学生の健康管理のための「保健管理センター」を設け、学生の意見や心身の悩みを把握し解決に協力するなど、学生生活全般を支援している。更に、大学は独自の奨学金制度を設け経済的支援を行っている。

大学は 2 年次にキャリアデザイン及び 3 年次にインターンシップを開設し、加えて各種就職講座を開設するなど、学生に働くことに対する動機付けを行っている。更に大学は、就職相談のための外部相談員を採用し、「インターネット就職支援システム」を構築するなど、就職支援を適切に行っている。これらは学生の就職率向上につながっている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数は各学科及び大学全体で設置基準を上回っており、教育課程遂行に必要な教員が適切に配置されている。

教員の採用・昇任に関する明確な規程が定められ、方針・基準が明確に示されている。採用・昇任に関しては公平性に配慮されており、規程は適切に運用されている。

教員の教育担当時間は概ね適切に配分されている。大学は助手・補助員・TA を採用し、講義や演習などの教員の教育活動を支援すると同時に、教員の研究活動を支援している。

大学は FD 委員会を設置し、学生による授業評価や公開授業の参観（教員相互の授業公開・参観）を実施し、また「FD・SD 講演会」を開催して授業改善と教育活動の活性化の

ために積極的に取り組んでいる。また、教員の研究活動を奨励、支援するための各種制度が設けられている。

【優れた点】

- ・教育・研究水準の向上を目的に「東京家政学院大学教員外国留学規則」と「東京家政学院大学国内留学規則」が整備され、また「若手研究者研究費助成制度」も設けるなど、教員の教育・研究を支援する体制が整備されている点は高く評価できる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制に関する基本方針は「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則」と「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務分掌に関する規則」により詳細に定められており、嘱託職員を含め職員は概ね適切に配置されている。

大学は職員が提出する「身上調書」を参考にして職員の自己評価と希望を把握し、「職員人事基本計画」と「職員昇給及び昇任のガイドライン」に基づき職員の昇任・異動を実施している。

大学は法人全体の構造改革である「KVA ルネサンス」の理解を職員に求め、それぞれの立場での役割の周知を図る研修会を実施している。また、職員が外部研修に積極的に参加することを促すなど、職員の資質・能力向上(SD(Staff Development))に向けた大学の取り組みは評価できる。

大学は、教員の教育を支援するため実験、実習、演習時に補助員を採用し、教員の研究を支援するため科学研究費補助金など外部資金に関する情報提供と資金管理を行うなど、教員の教育研究を支援する体制の強化に取り組んでいる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制に関しては、「学校法人東京家政学院寄附行為」及び学内規則に基づき理事会と評議員会が設置され、理事と評議員の出席率も高く理事会と評議員会は適切に運営されている。また、学校法人の改革を推進するため、理事会のもとに理事と教学部門の代表者からなる「学校法人東京家政学院改革推進本部」を設け、継続的な改革の体制を構築している。

東京家政学院大学

大学は、管理部門と教学部門の連携と調整を図るため、専務理事と学長及び主要な役職者による「運営委員会」を設置し、毎月1回開催している。加えて、学長のもとに教学組織の管理者を構成員とする「部局長会議」「拡大部局長会議」を設置し、管理部門と教学部門の更なる円滑な連携を図っている。

大学は、平成5(1993)年度に設置した「自己評価委員会」の見直しを図り、新たに事務組織責任者を委員に加えて「自己点検・評価委員会」を再編し、教育研究活動の改善に向けた取組みを強化している。平成19(2007)年度には、「東京家政学院大学自己評価報告書」をまとめ、ホームページで公開している。

【改善を要する点】

- ・決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第46条に則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

ここ数年、収入と支出のバランスが悪化しているが、過去からの蓄積により教育研究目的を達成するために必要な財政基盤は確保されている。大学は厳しい財政状況を改善し経営を再建するため「構造改革基本方針」を策定し、それを指針とする平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの5年間、「構造改革基本方針」を指針とする「経営改善計画」に基づき経営改善に全力で取り組んでいる。

会計処理は学校法人会計基準と「学校法人東京家政学院経理規則」に則り適正に行われており、公認会計士による会計監査においても指摘された事項はない。

財務情報は、私立学校法に則り事務局でその閲覧を可能にしているほか、「学報」やホームページに掲載され、公開されている。

外部資金の導入に当たっては、補助金収入・寄付金収入・受託研究・科学研究費補助金などの獲得に向けた努力が払われている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

大学の校地と校舎の面積は設置基準を上回り、教育研究を遂行するために必要な施設として講義室、演習室、図書館、生活文化博物館、情報処理センターなどが整備され、適切に維持、運営されている。

日常の防犯策や災害時の危機管理体制が整備され、施設設備の耐震性が確保されており、バリアフリー化も進んでいる。また、大学は法令に基づいた施設設備の保守点検を実施し、適切な安全管理を行っている。

自然環境を活用したキャンパス作り（校内緑化や散策路及び遊歩道の敷設）、学生ラウンジや「国際交流プラザ」のような学生同士の交流スペースの確保など、大学はアメニティに配慮した教育環境を整備している。また、状況に応じて厚生施設を教職員や学生の宿泊施設として利用するなど、大学は保有する施設・設備を有効に活用している。

【優れた点】

- ・創業者である大江スミの業績と家政に関連した歴史的資料を収集・展示する「生活文化博物館」は、学芸員資格取得に必要な「博物館実習」として活用されているほか、一般にも無料開放され地域住民との関係構築に寄与していることは評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の特色を生かした公開講座の開設、「八王子学園都市大学」「さがまちコンソーシアム講座」と「市民大学」への講座提供、留学生の協力を得て行う「地域交流プログラム」の開設など、大学は所有する知的・人的資源を地域社会に提供している。また、図書館、テニスコートなどの施設を開放するなど、大学は保有する物的資源を地域社会に提供している。

「社団法人首都圏産業活性化協会」に加盟して同協会が実施する事業への参画や、また大学は地元信用金庫と「包括的連携・協力に関する協定」を締結するなど、保有するさまざまな教育研究のリソースを活用して、地域の中小企業と協力しながら、地域社会が抱える課題の解決に積極的に取り組んでいる。

大学は八王子市、相模原市、町田市と協力協定を締結し、大学の特色を生かした地域社会との協力関係構築に努めている。平成 21(2009)年度には、大学は相模原市、地元企業、商工会及び近隣大学と協力して地域の活性化を目指し、地域特産品の利用法をテーマとしたプロジェクトを企画・運営し、新商品の提案をするなどの具体的な成果をあげている。

【優れた点】

- ・相模原市における地元企業、自治体などとの協力による地域特産品「ゆず」の利用法のプロジェクトをはじめ、大学の特性を生かし地域の課題解決と活性化を目指した地域連携活動への取り組みは評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

教職員が遵守すべき服務規律が「学校法人東京家政学院就業規則」に定められているほか、研究倫理、ハラスメント防止、個人情報保護など社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備され、適切に運営されている。

大学は、「大学コンソーシアム八王子」で「災害時用備蓄等の物資の供給等に関する相互応援協定」を締結し、隣接大学と連携し相互応援体制を構築している。

大学は、「学校法人東京家政学院防災対策要綱」を定め、その実施組織として「防災対策委員会」を設置し、消防計画の策定、火災予防訓練の実施、防災用備蓄などを行っている。また、大学は緊急連絡網の作成や、日常警備などの防犯策を講じるなど、基本的な危機管理体制を整備している。

教育研究の成果は「東京家政学院大学紀要」「学報」及びホームページに掲載され、学内外に公表されている。

【参考意見】

- ・危機管理体制が適切かつ有効に機能するよう、状況に応じた危機管理マニュアルの作成が望まれる。

